

Title	「修身要領」の編纂過程に就いて
Sub Title	Formative process of Shushin yoryo (moral code)
Author	土橋, 俊一 (Tsuchihashi, Shunichi)
Publisher	三田史学会
Publication year	1954
Jtitle	史学 Vol.27, No.2/3 (1954. 5) ,p.122(220)- 146(244)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	慶應義塾史研究特輯
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19540500-0122

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

「修身要領」の編纂過程に就いて

土 橋 俊 一

「修身要領」がその脱稿を告げたのは明治三十三年二月十一日、福澤の死に先立つこと一年前であつた。前年の大患による身體的障碍は未だ癒ゆるに至らなかつたが、精神的には幸福な餘生を樂しんでゐた福澤である。

思へば多彩な過去であつた。長い鎖國の夢に耽つてゐた日本は封建社會から近代國家へと成長し、西歐勢力の東漸に抗して獨立國としての地位は漸く高まらうとしてゐた。そこには日清戰爭の勝利があつた。これは福澤にとつてこの上ない歡びである。「扱もく不思議の幸福、前後を思へば恍として夢の如く、感極まりて獨り自から泣くの外なし。長生はす可きものなり。老生の如き還暦の年までも生き延びたればこそ此仕合なれ」(「還暦壽筵の演説」)と彼はその眞情を表はしてゐる。蓋し福澤にはこの歴史の變革に聊か寄與したとの秘かな自負も手傳つてゐた。「兎に角日本が舊物破壊、新物輸入の大活劇を演じたるは即ち開國四十年のことにして、其間に筋書と爲り臺帳と爲り全國民をして自由改進

の舞臺に新様の舞を舞はしめたるもの多き中に就て、余が著譯書も亦自から其一部分を占たりと云ふも敢て疚しからず、余の放言して憚からざる所なり」とは「全集緒言」の一節に彼自らが記した言葉である。

しかしさうした福澤にも尙幾つかの課題が残されてゐた。「福翁自傳」の終りに生涯の望みとして三箇條が擧げられてゐる。即ち日本人男女の氣品を高尙に導いて眞實文明の名に愧ぢないやうにすること、宗教によつて人心を和ゆること、有形無形高尙なる學理を研究させる様にすることがそれであつた。福澤は續けて「人は老しても無病なる限りは唯安閑としては居られず、私も今の通りに健全なる間は身に叶ふ丈けの力を盡す積りです」と云つたが、その最後の努力は主として第一の望みである。「男女の氣品を次第々々に高尙に導くことに向けられたのであつた。

その一つは「女大學評論・新女大學」の著述である。蓋しこの書は、從來婦人の道とせられてゐたものが「柔和忍辱盲從に在」ることを強く指摘し、「夫々たらざるも妻々たらざるを得ずとて、専ら一方の教に力を籠めて自から封建社會の秩序に適合せしめ、又間接に其秩序を幫助せしめたるが如」き舊「女大學」を以つて「女子教訓の弓矢鎗劍論」と認め、時勢の變遷に伴ひ之に代るべき「新女大學」を撰定しようとしたのであつた。固よりこの主張は福澤にとつて一朝一夕の思ひ付に出づるものではなく、既に明治三年「中津留別之書」に於てその萌芽を見たものであるが、直接の動機としては二つの時代的要因が擧げられねばならない。

一つは明治三十一年日本の社會に大きな變革を齎した新民法が制定せられ、その親族編に於て一夫一婦主義を成文化したこと、これである。福澤はその變革を以つて「古來日本に行はれたる家族道德の主義を根抵より破壊して更らに新主義を注入し、然かも之を居家處世の實際に適用す可しと云ふ非常の大變化にして、所謂世道人心の革命とも見る可き

もの」(「福澤先生の女學論發表の次第」)としたのである。

二つは條約改正に依る内地雜居である。井上案、大隈案、青木案と幾多の紆餘曲折を経た不平等條約改正の問題は陸奥外相の下に漸く實を結び、明治二十七年から三十年の間にかけて、關係十五ヶ國との間にすべて新條約が締結され、明治三十二年七月を期して實施されることとなつた。これによつて内地雜居が僅々一箇年の後に迫つたが爲めに、我が男女關係の醜態を外人の前に露出して、國光上に汚點を遺すに忍びなかつたこと、それである。

こゝに於てか福澤はこの「女大學評論・新女大學」の著述には多くの努力を傾けたやうである。この書の起稿されたのは明治三十一年夏の交であつたが、いま遺された自筆草稿を見れば、その酷熱盛暑をも厭はず、一日に一章乃至二章を草し續けたことが覗はれる。そして稿漸く成つたのはその年の九月二十六日、彼が腦溢血症に罹る數日前のことであつた。或はこの書の執筆が彼の發病を早めたかも知れない。事實福澤はその病床「半醒半眠の間に在りしとき、頻りに獨語する所を聽けば、語路斷續、精しく聞取るに由なしと雖も、語る所は即ち議論にして、折々聞ゆる片々の語を取合せて察するに、其議論は女道論に在るが如し」(「女大學評論」序)と長男一太郎は述べてゐる。ともあれこの書は「古來我國に行はれた女教の非理不法なるを論破し、別に今日の社會に處す可き新日本の女道を開示」(同上)するに與つて力あつたものと云へよう。だが女性の封建的束縛からの解放といふことは、男性の自覺と協力を俟つて始めて可能なことである。福澤は先づ日本の女性に向つて發言するところがあつたが、その言葉は同時に男性に對しての兩刃の劍でもあつた。大患漸く癒えるや、彼はこの書を知友に寄贈するとき、署名と共にその扉に記した文字は甚だ示唆深いものであつた。「男子も亦この書を讀むべし」と。かくて福澤の第二の努力はひとり男性といはず、女性といはず、兩者を

含めた謂はゞ日本國民の氣品を高め、文明の名に恥ぢぬ新しい道義の確立に向けられようとした。

「修身要領」は福澤をめぐるかうした外的事情の下に生れたものである。

二

明治の世もいまは三十の歳月を重ねてゐた。

その間に於ける福澤の歩みにも亦何等かの變遷がなければならなかつた。明治十五年に於ける彼自らの回想はそれを最も集約的に表現したものと云へる。「此十五年の間を顧みるに、我輩の思想に於て其方向を二段に分つて見る可きものあり。蓋し初段は掃除破壊の主義にして、第二段は建置經營の主義なり」(「掃除破壊と建置經營」)。蓋し「學問のすゝめ」「文明論之概略」等初期の著作はいはゞ「初段」の「掃除破壊」を目的とするものであつた。そこでの關心は何よりも封建的イデオロギーの克服であり、「日本國中の漢學者は皆來い、乃公が一人で相手にならうと云ふやうな決心」(「福翁自傳」)を固めてゐた福澤である。だが時代はやがて「第二段」の「建置經營」へと移るにつれ、福澤の立場もより多角的となり、古きものとの鬭争よりは新しきものの育成への努力が前面に押し出されてきた。そこでは封建的反動が頭を上げた限りに於ての反撃が、特定の時期に於て集中的な表現をとつたに過ぎない。いま問題を道德の面に限るならば、封建倫理の克服はその批判を通じての新しき近代倫理の確立に向けられてゐた。

かうした動きのなかにあつて、福澤は二つの立場に立つてゐたやうである。

その一つは、道德は變遷し進歩するものであるとの認識である。福澤晩年の著作である「福翁百話」は、その生涯を

市井の一平民として生きた偉大なるこの思想家の、哲學的人生觀を覗はしめるものとして興味深いが、そのなかで彼が繰返し説いたことの一つは、漢儒等の屢々口にする末世澆季觀を斥け、未來への無窮の進歩を信じた倫理思想である。即ち「如何なる説を作ればとて、千年前の野蠻と今日の文明とを比較して、古代の美を證することは難かる可し」(天道人に可なり)と云ひ、「固より數千年來の歷世に絶倫の英雄豪傑なきに非ず、志士仁人少なからずと雖も、少數の人物あればとて、之を目して文明と云ふ可らず。文明進歩の目的は國民全體を平均して最大多數の最大幸福に在るのみならず、其幸福の性質をして次第に上進せしむるに在り。歴史百千年の前後を比較して、此幸福の數果して増したるや減じたるや、幸福の性質上進したるや低落したるや、即ち是れ統計の數字に見る可き所にして、我輩は斷じて其増進を明言して尙ほ未來の望を抱く者なり」(世は澆季ならず)と説くが如きはそれである。蓋し福澤の意味する新しき修身處世の道は、「眼中古人を見ずして有らゆる新案を廻らし、日新又日新、以て自から古人たらんことを勉む可きもの」であり、従來の「足るを知るの教は、或は一個人の私に適す可き場合もあらんかなれども、國としては千萬年も満足の日ある可らず、多欲多情、多々ますく足るを知らずして一心不亂に前進する」(國は唯前進す可きもの)ことを教へるものであつた。いはゞ謙遜、辭讓、克己、慎獨などの儒教的倫理がもつ消極性を否定し、獨立、自由、平等等の敢爲闊達の氣象を鼓吹せんとしたのである。

いま一つは、徳と智とを文明の二つの要件として同列に置いたことである。即ち封建社會にあつては「一片の徳義以て人間萬事を支配し、一より萬に至るまで、徳義の樞を中心にして運轉する」(社會の形勢、學者の方向)が如き有様で、そこには「智慧の働を容れず、偶ま智慧の事を爲すものあれば、之を細行末事と稱して顧みる者」も無い状態であつた。

福澤はこれを遺憾とし、智の働きを高く評價して、「私徳は智恵に由て其光明を生ずるものなり、智恵は私徳を導て其功用を確實ならしめるものなり、智徳兩ながら備はらざれば世の文明は期す可らざるなり」(「文明論之概略」)と切言したのであつた。しかも現實の問題として捉へる時、寧ろ智の方に重きを置かうとさへしたのである。それには理由があつた。蓋し「都て物を求るとは、我に無きもの歟、又は不足するものを得んとすることなり。爰に二箇條の求ありて、其孰か前後緩急を定るには、先づ我所有の有様を考へ、其全く我に無きもの歟、又は二の内、最も不足するものを察して之を求めざる可らず。蓋し一を求めて一を不用なりとするに非ず、兩ながら入用なれども、之を求るに前後緩急の別あるものとし、いま日本の文明を達せんが爲めに、智恵と徳義とは「二箇條の求」ともいふべきであるが、この兩者を「前後緩急」の比較に於て見るとき、「日本全體の人民を評して、徳義は不足すれども智恵は餘ありと云ふ者はなかる可し」(「文明論之概略」)とするのが福澤の立場であつた。

そしてその福澤は明治三十一年の大患によつて、身心共に幾分の老衰を自ら秘かに感じ始めてゐた。過去への満足と未來への憂慮は彼の胸中に錯綜してゐた。それは慶應義塾についてもいへる。彼は度々の機會に義塾の存廢の如きに意を勞せぬといひ、「福翁自傳」のなかでも「福澤諭吉は大塾を開て天下の子弟を教へねばならぬと人に約束したことはない、塾の盛衰に氣を揉むやうな馬鹿はせぬと、腹の底に極端の覺悟を定めて、塾を開いた其時から、何時でも此塾を潰して仕舞ふと始終考へて」ゐたとその胸中を打開してゐる。その氣持に偽りはあるまい。だが同時に明治三十年八月六日附日原昌造宛の書翰で洩した言葉も、矢張り福澤の眞情の聲と見るべきであらう。それには「慶應義塾も金が次第になくなり候、如何可致哉御考被下度、金がなければ止めにしても不苦候得共、世の中を見れば隨分患ふべきもの少な

からず、近くは國人が漫に外戦に熱して始末に困ることあるべし、遠くはコンムニズムとレパブリックの漫論を生ずることなり、是れは恐るべきことにして、唯今より何とか人心の方向を轉ずる工風なかるべからず。政府などには迎もこんな事を喜憂する者あるべからず。夫是を思へば本塾を存して置度、ツイ金がほしく相成候、亦是老餘の煩惱なるべし」と訴へてゐる。曾て福澤は「人の此世に在るは理と情と二つの働に支配せらるゝものなり」(「通俗道德論」)と云つたが、晩年の彼は正しくこの「理」と「情」との相剋を身近に嗅ぎとつてゐたものと云へよう。

「修身要領」の編纂はかうした福澤自身の内的事情の反映からも理解されねばならない。

三

「修身要領」の編纂に就いて、「慶應義塾五十年史」は次の様に記してゐる。

「我慶應義塾は、由來新文明の鼓吹者を以て自任するものなれば、其説く所の修身處世の主義も、固より日新文明の世に極めて適切なるものなるは、普く世上識者の熟知する所なるも、從來福澤先生初め、諸先輩の演説文章によりて、時に應じ、事に當りて、大方に紹介されたるに止まるが故に、之を一篇の組織あり、系統あるものと爲し、以て當時道徳紊亂の時世を濟ふの具と爲すの必要より、先生病後小幡副社頭、鎌田塾長、門野教頭、福澤一太郎、日原昌造、石河幹明の諸氏を起草委員と爲し、數回小幡先生宅に於て會合を催うし、先づ日原氏の原案を採りて、逐條討議、訂正を加へ、委員の草案成りて、更に福澤先生の檢閲を受け、明治三十三年二月十一日、即ち紀元節の佳節に當りて脱稿せしもの、即ち「修身要領」なり」と。

更に石河幹明もその著「福澤諭吉」のなかでこの編纂過程について語つてゐる。

「小幡を主として福澤一太郎、鎌田榮吉、門野幾之進、石河幹明、日原昌造の六名が草案の作成に取掛り、先づ第一に起案の趣旨は先生の平素唱へられ、又自から行はれたところの言行を基礎とすることに定め、而して其言行はいかなる言葉を以て簡単に言ひ現はすべきかに就ては、小幡の説に、先生の言行は要するに獨立自尊の四字に歸著するものであるから、此四字を標語とするが至當であらうといふことで、これに決し、各自の草案を持寄つて數回協議の末、條文を作成し、先生の閲覽を乞うたところ、先生は重要な點に就て二三の注意を與へられ、其趣旨は簡單穩當なる文章を以て言ひ現はし、廣義の解釋が出来るやうにしたいとて、其案の修整を著者に命ぜられたので、原案を修整してこれを「修身要領」と名づけ、更に先生の閲覽を経て、二月二十四日の三田演說會に於てこれを發表した」と。

これらによつても明らかな如く、「修身要領」は福澤門下の數名の人々の協力によつて編纂されたものであるが、その原案とは如何なるものであつたか、各自の草案が數回の協議を経るうちに如何に改稿加筆されていつたのか、その間にあつて福澤がどの程度關與したのか、更に又この編纂がその緒についたのは何時頃なのか、等々の細目に就いては今迄考察されるところがなかつた。それはこの問題についての資料の乏しかつたことが因を爲してゐる。ところが先年福澤宗家から慶應義塾に寄贈された千數百點に及ぶ福澤資料を整理してゆくうちに、この「修身要領」に就いての資料も幾點が含まれてゐた。この發見によつて、今迄慶應義塾圖書館所藏の資料を加へ、彼此對照するとき、これまで不明の儘残されてゐた「修身要領」の編纂過程の幾つかに就いて、或る程度の光りを投けることが出來さうである。以下それに觸れてみよう。

四

いま新資料のうち最も注目すべきは、「獨立主義ノ綱領」と題するものである。それは上質の無野半紙八枚を二つの綴金で綴つたもので、表紙の中央には一行で「獨立主義ノ綱領」と毛筆行書で記され、その下に「明治三十二年十一月三日起草」と二行割りで書かれてある。表紙裏には同じ筆で「此稿十一月三日成、四日福澤先生に呈す。五日先生宅に於て第一會出席、小幡先生、一太郎氏、石河氏、小生。十二月八日小幡先生宅集會、出席、石河氏、小生。同十一日夜小生第二稿成」とある。本文は別人の手跡で、楷書で十行二十字詰に綺麗に認められてをり、本文中には行間と欄外に表紙と同人かと思はれる手跡の朱筆で二三の書入れがある。

ところでこの表紙裏にある「小生」とは誰れのことか。前記の如くこの編纂は、福澤一太郎、小幡篤次郎、石河幹明、鎌田榮吉、日原昌造、門野幾之進等の手に成つたものであるが、その内十一月五日の第一回會合の出席者として名の見えてゐる、一太郎、小幡、石河の三名を除くと、鎌田、日原、門野の何れかとなる。その内鎌田に就いては、明治三十二年十一月十日附時事新報雜報欄に「信越地方の慶應義塾同窓會」と題し次の記事がある。「本月二日、東京を出立して信越地方を巡回し、昨日歸京したる慶應義塾長鎌田榮吉氏一行は、最初唯越後長岡に開會せる同窓會に出席の筈なりしも、途中長野をはじめ各地の同窓者及び有志者に招かれて出席する事と爲りし爲め、意外の日數を要したるよし云々と。これに依つて見れば、會合の行はれた十一月五日には鎌田の東京不在が察せられる。一方日原はどうか。彼は十一月五日、下關で開かれた慶應義塾同窓會に出席してゐたことが、同じく十一月十日附時事新報に見えてゐる。「馬關、門

司及び近縣の慶應義塾同窓者は、豫て電報にも見えたる如く、去る五日午後より馬關春帆樓に於て秋季同窓會を開き、福岡、中津、廣島地方よりも來會者ありて總員三十二名に達し、一同着席するや柳莊太郎氏開會の挨拶を述べ、日原昌造氏より岡山孤兒院維持費勸誘の談話ありしに、席上直ちに多少の寄附ありたり云々と。

従つてこゝでいふ「小生」とは門野幾之進でなければならぬ。

當時門野は慶應義塾教頭の職にあり、明治三十二年六月、歐米教育視察の旅を了へて歸朝したばかりであつたが、恐らくこの「修身要領」の編纂に當り、最初の草稿の起案を彼に托したのではないかと思はれる。門野はそれに應へ、この「獨立主義ノ綱領」を起草したのであらう。

この間の消息に就いては、小幡篤次郎の「修身要領の由來」と題する講演にも聊か觸れてゐる。それには「世の中の道德廢頹が心配に堪へられない様子でございます、何とか之を救濟しなくてはならぬ、是非共考を極めなければならぬからして、貴様達寄つて相談をして、何とか纏めて拵へて見ないかと云ふことで、昨年の秋頃から折々話がありまして十一月頃相談を致しまして、此處に御居での門野さんだの、鎌田さん、福澤さん、石川さん、日原さん、土屋さん等の人達と相談をしまして書集めて見たのであります」(「慶應義塾學報」第二十五號所載)とある。

これによつても「修身要領」の編纂がその緒に着いたのは、明治三十二年十一月前後と見て誤りはなく、門野の記録と相照合するものがある。たゞ茲で一寸注意しておかねばならないのは、小幡の談話中に出て來る「土屋さん」といふ人物であるが、これは同じく福澤門下の土屋元作のことと思はれるが、この人の名はこゝに出て來るだけで、他の文獻には少しも現はれて來ない。小幡の談話の誤りであるか否か明かでないが、疑を存して後考に俟つことにする。

この草案の内容に就いて見る時、先づ言へるのは、こゝでは「獨立」なる言葉はあるが、「自尊」に就いては何等言及されてゐないことである。従つて最初から「獨立自尊」なる言葉を標語として定め、それに基いて「修身要領」が起草されたものでないことが指摘されよう。

第二に考へられることは、全文の構成を、一身の獨立、夫婦の獨立、親子の獨立、博愛、愛國、と五つの章に分けて説いてゐることである。このことは「修身要領」の決定稿について見るとき、そこには別段章を分つてはゐないが、更に各條項を夫々詳細に考察分類すれば、最初の五つの構成が矢張り全體の基調をなしてゐることが覗はれるのである。門野はこの最初の草稿を認めて福澤の閲覽を仰ぎ、更に一太郎、小幡、石河の三名を加へて協議の結果、その批判に基いて、更に第二稿の起草に着手したもののやうである。「十二月八日、小幡先生宅集會、出席、石河氏、小生。同十一日夜、小生第二稿成」とあるのは、その間の消息を語るものである。

この「第二稿」とは如何なるものか。いまそれが見當らないのは遺憾である。

五

ところが慶應義塾圖書館所藏の資料の内、「獨立自重主義の綱領」と題するものがある。それは福澤一太郎に依つて起草されたもので、黒野時事新報社原稿用紙を巻紙のやうに貼り繼いだものに毛筆で丹念に記されてゐる。全文十七ヶ條から成つてゐるが、第一條には註釋が附され天一字下げに認めてある。冒頭の餘白には一太郎の手跡で書入れが施され、それには「小幡先生提議案を土臺として福澤一太郎提議案、是を骨として此上に福澤先生著書よりの引用語等の肉を着

せて證とする積り」とあるのが注目される。これを前記の門野案に較べると、「獨立主義」が「獨立自重主義」となり、各章の区分は廢されてゐる。その他内容的に幾つかの類似が見受られるが、全體として見る時兩者には直接的な關聯を見出すことは出来ない。恐らく十一月五日の第一回會合に於て、門野の草案をめぐつて、一太郎、小幡、石河、門野の間で意見が交され、小幡の提議に基いて、一太郎、門野の兩者が夫々當日の批判を土臺として別個に起稿したのではないかと思はれる。

その點門野案に較べ一太郎の草案には確に一步の前進が認められる。

なかでも一太郎案第二條と「修身要領」第九條、第三條と第十條、第四條と第十一條、第五條と第十三條、第十三條と第二十二、二十四條、第十四條と第三條、第十六條と第十九條、第十七條と第二十八條等の間には、表現の差異こそあれ、その意味するところには相似た關聯を見出すことが出来る。例へば一太郎案第四條には「子女も亦獨立自尊の人なれども、其幼時に在ては父母之が教養の責に任じ、成育の後ち、父母と同じく獨立自重の男女と成て世に立つの素養を勉めざるべからず」とあるが、「修身要領」第十一條では「子女も亦獨立自尊の人なれども、其幼時に在ては父母之が教養の責に任ぜざる可からず。子女たるものは父母の訓誨に従つて孜孜勉勵、生長の後獨立自尊の男女として世に立つの素養を成す可きものなり」となつてゐるが如きは、その一例である。そしてこの第四條で始めて「獨立自尊」なる言葉が使はれてゐる。

福澤一太郎は云ふまでもなく福澤諭吉の長子であり、米國留學より歸朝後は慶應義塾の教壇に立つたり、時事新報に寄稿したりしてゐたものである。

かくて次の課題は、一は「獨立」といひ他は「獨立自重」といふ標語を如何にして統一するかに向けられたのであつた。そこで「山口縣長府に居る日原昌造は、其思想議論の點に於て常に信任せらるゝところの一人であるから、日原をも加へて更に協議を盡さうといふことになり、先生の同意を得て其出京を促し」(福澤諭吉傳)たのである。日原はその年の暮近く十二月三十日に上京したが、翌明治三十三年一月一日附の時事新報に見えてゐる。彼は職を横濱正金銀行に奉じ、ロンドン、桑港等の支店長を歴任し、その後職を辭して郷里山口に歸つてゐたが、福澤は深くその人物識見を愛してゐたやうである。

こゝに於て日原を交へて協議の結果、小幡の説によつて「獨立自尊」の四字を以て、福澤の言行を表はす標語としたもののやうである。元來福澤の著書論文には、獨立といひ自尊といふ文字は屢々見えてゐるが、「獨立自尊」の四字を一箇の熟語として用ゐたのは、明治二十三年八月二十九日の「時事新報」社説「尙商立國論」の第三編中に僅かに一例を見るのみで、「獨立自尊」の趣旨を説いたものとしては、明治三十年六月、三田演說會に於ける「人の獨立自尊」と題する講演がその最初といふべきであらう。その講演は後に「福翁百餘話」のなかで「智徳の獨立」と題して收められ、「獨立自尊の本心は百行の源泉にして、源泉滾々到らざる所なし」とある。

ともあれ「修身要領」はこの「獨立自尊」の標語の決定に伴ひ、新たななる角度からの検討が求められたのであつた。

六

かくて「獨立自尊」の採擇と共に新たにその起稿に當つたと思はれるのは日原昌造である。いま彼の手に成る草稿は

慶應義塾圖書館に所藏されてゐるが、それは巻紙に毛筆で片假名交りに丁寧な認められてをり、各條項には日原自身の註釋が附されてゐる。その内三條、即ち第五條、第二十一條、第二十四條は別人の手跡で記されてをり、後に追加されたもののやうである。それは手跡から察するところでは恐らく鎌田榮吉ではないかと思はれる。鎌田は明治三十一年四月以來慶應義塾長の職にあつた。

彼が附加したのは次の三條である。即ちその第五條には「天壽ヲ全ウシテ生命ヲ終ルハ人ノ本分ナリ。然ルヲ失望悔罪等ノ爲メ、自カラ其生命ヲ害スルハ獨立自尊ノ貴キヲ知ラズ、或ハ之ヲ知ルモ之ヲ遂行スルノ勇氣ナキガ爲メニ、些ノ恥辱ヲ忍ビ些ノ艱難ニ耐ヘテ之ヲ克服スル能ハザルモノナリ。此レ恥テ遁レント企テ、却テ恥ヲ重ル、卑怯ノ行爲ナリ」とあり、第二十一條には「己ニ個人ニ兵役ニ服シ租稅ヲ拂フノ義務アレバ、國家ハ之ニ對シ個人ノ身體、自由、名譽、財産ヲ保護スルノ義務アリ。又コノ義務ハ獨リ國內ニ於テノミナラズ、外國人ニ對シ之ヲ保護スルノ義務アリ。故ニ國ト國トノ間ニハ、一個人ノ事ヨリシテ、國ト國トノ間ニ干戈ヲ執テ相爭フニ至ルモ避ケザルナリ」とあり、更に第二十四條には「國ニハ必ラズ公法私法アリ、之ヲ遵奉スルハ國民タルモノ、義務ナリ。又特リ之ヲ遵奉スルノミナラズ、進デ法律ノ執行ヲ助カスルノ義務アルモノトス」とあるのがそれである。

これに依つて見れば、日原は草案の脱稿に先立ち鎌田の批判を求めたもののやうである。全文は鎌田の加筆を含めて二十五條からなつてゐる。内容的には「獨立自尊」の標語を中心として説かれてゐることが注目される。即ち第一條では獨立の意味について述べ、第二條では自尊の内容に觸れ、第三條ではこの「獨立自尊」が「我修身處世ノ綱領」なることを明示してゐる。

この日原の草案を一太郎案に較べると、全文の構成に於て全十七ヶ條が二十五ヶ條となり、そこには多くの改稿加筆の跡を認めることが出来るが、少くとも日原はその起稿に際して一太郎の草案を参照したことは間違ひあるまい。例へば一太郎案第二條には「男も女も獨立自重の人なれば、一夫一婦終生同室の棲息を爲し、互に其獨立自重を害すること無し。之を純潔の戀愛と爲す」とあるが、日原案第十一條では「男も女も獨立自尊ノ人ナレバ、一夫一婦終生同室ノ棲息ヲ爲シ、互ニ其獨立自尊ヲ害スルコトアルベカラズ。此ヲ純潔ノ戀愛ト爲ス」となつてをり、又一太郎案第三條「一夫一婦の間に生るゝ子女は其父母の他に父母無し、其子女の他に子女無し。是に於てか純潔の親愛を生ず。父母よりの親愛を慈愛と云ひ、子女よりの親愛を孝と云ふも、交互の親愛なるのみ。交互の親愛は當事者彼我の獨立自重に必要な條件なるが故に、獨立自重を衛らんが爲めに實行せざるを得ず」は、日原案第十二條では「一夫一婦ノ間ニ生ル、子女ハ其父母ノ他ニ父母無し、其子女ノ他ニ子女無し。是ニ於テカ純潔ノ親愛ヲ生ズ。父母ヨリノ親愛ヲ慈愛ト云ヒ、子女ヨリノ親愛ヲ孝ト云フモ、交互ノ親愛ナルノミ。交互ノ親愛ハ彼我ノ獨立自重ニ必要ナル個條ナルガ故ニ、自ラ其身ヲ重ンジテ他ノ獨立ヲ害セザラントセバ交互ノ親愛ナカルベカラズ」とあり、そこには僅かに二三の字句的差違あるに過ぎないことが指摘されよう。

かくて日原はその草案の脱稿を俟つて一太郎にも一讀を乞ひその意見を求めたやうである。それを物語るものに福澤宗家寄贈の新資料がある。

それは時事新報社黒野原稿用紙を卷紙のやうに貼り繼いだものに、日原が毛筆で片假名交りに丹念に記してをり、前述の草案と註釋がほどそのまゝ再録されてゐる。たゞ初稿が全文二十五ヶ條から成つてゐるのに對し、一太郎の手跡で

一ヶ條追加されてゐることが注目されるが、その他は二三の字句的修正に過ぎない。追加された條項は第十五條と第十六條の間に挿入されたもので次の如くである。即ち「故ニ個人ノ發達ヲ計ルハ國ノ發達ヲ致サシムル基ナリ。個人ハ各々ソノ分ニ應ジテ極力己レノ身體智徳ハ勿論、天然並ニ美術ヲ樂ミテ、己レ及ビ社會ヲ俗化セシメザルノ義務アリ」とある。

いま一つの相違は各條項に就いて、日原の註釋と並んで同じく一太郎の評言が平假名交りに附されてゐることである。それは處々に餘白を残した儘になつてゐる點から察して、恐らく日原が前記の草案とは別に自身で各條項と註釋を認め、そこに若干の餘白を設けて一太郎に回覽し、彼の批判を仰いだものと云へよう。一例を前述の日原案第十一條に求めれば兩者の註釋と評言は次の通りである。即ち日原に依れば「我國夫婦關係ノ不始末不條理ナルヲ痛論スベシ」とあるに對し、一太郎は「夫婦の純潔戀愛を本として親孝行の親愛を次ぎとするのラヂカル説を唱道しては如何」と述べてゐる。その他一太郎の意見として見るべきものは、第三條に「獨立自尊ハ我修身處世ノ綱領ナレバ云々」とあるその「綱領」の傍に「？」を附し、上欄に「主意」と頭註を附してゐることである。これは後に「綱領」が「要領」と推敲される伏線として理解さるべきであらう。

かうして一太郎の評釋を附した日原の草案をめぐつて活潑な意見が交され、それに基づいて次の草案への準備が進められたものと思はれる。

そして次の起案を托されたのは石河幹明であつた。

七

石河幹明は「福澤諭吉傳」の著者として知られているが、當時は時事新報社にあつて論説の筆を執り、その文章はよく師福澤の衣鉢を嗣ぐものと目されてゐた。

いま慶應義塾圖書館には石河の起案になる二篇の草稿が所藏されてゐるが、それを見ると彼が如何にこの「修身要領」の編纂に力を致したかが覗はれる。そこには幾たびかの修整加筆の跡が推敲の過程を語つてゐて興味深い。次にそれを辿つてみよう。石河が最初に書いたと思はれる草案は、時事新報社黒野原稿用紙を巻紙の様に綴り合せ毛筆で平假名交りに記されてをり、全文二十四ヶ條から成り各條項の間には一行の行間を空けてある。今迄の草案に較べ前文の附されてゐることが一つの様式的變化と云へよう。石河はその起稿に當り日原の草案を基としたことは明らかであるが、その際参照した日原案は前述のものと違ひ、更に改稿された草案ではなかつたかと思はれる節がある。それは石河が改稿に當つて日原に就いて批判を述べたものが、彼の草稿に註釋として見えてゐるが、それによると石河の問題とした日原案第一條第二條は、草稿では第二條第三條として説かれてゐることである。即ち「原文の第二第三の二箇條、即ち獨立自尊の意義は僅々三四行の簡單なる説明にて悉くすこと容易ならず。一言一行己の欲する所を行ひ思ふ所を言ふなど、手強き辭を用ふるときは人の誤解を招き易くして、直に非難攻撃の材料と爲るの掛念あるに似たり。獨立自尊の意義は註解に於て委しく説明することとしては如何」とある。更に日原案第三條には文中「父母ノ我ニ遺ス所ノ財産云々」とあるのに對し、石河は「父母の遺産云々は説明に譲りては如何」と批判を下してゐることも指摘されねばならない。これ

らから察して恐らく日原は一太郎等の意見に徴しその改稿を試みたものと考へられる。

ともあれ石河の初稿は内容的に「修身要領」の大綱にほゞ近づいたものと云へよう。それには先づ「修身要領」といふ名稱の決定を擧げることが出来る。草稿では初め「修身綱領」とあり、その「綱」を消して「要」と書き加へてゐる。これについて石河は「福澤諭吉傳」のなかでそれは福澤の示教によるものであると述べてゐる。たゞそこでの石河の記述のうち氣になるのは、「凡そ日本國に生々する臣民は男女老少を問はず、萬世一系の帝室を奉戴して云々」との一項を、序文の冒頭に掲ぐることにしたのは福澤の注意に基くものであるとしてゐるが、この二つの福澤の示唆には時期的なずれのあることが注意されねばならない。蓋し石河の初稿では、第十七條に「日本臣民は萬世一系の皇室を奉戴し、身を修め國を護るの本分を盡す可し」とあるが、それはその儘残されてゐるのである。更に細部的に見れば、「修身要領」の内幾つかの條項は既にこの初稿の文案がほゞ無修正で採擇されてゐることが分る。即ち、前文、第二、第三、第五、第六、第八、第十、第十一、第十四、第二十、第二十五、第二十六、第二十七、第二十八、第二十九等の諸條項がそれである。

ところで石河はこの初稿に飽きたらず、更に改稿加筆して第二稿の起案を試みてゐる。それは別の時事新報社黒野原稿用紙を卷紙のやうに綴り、それに初稿を整理して毛筆で記され、各條項の間には一行の行間を空けてある。この第二稿は初め二三の字句的修整を加へたに過ぎないが、推敲を重ねるにつれ幾つかの條項が或は削除され或は追加されてゐることが注目される。削除されたものは墨で筋をひいて消されてをり、追加された條項は時事新報社原稿用紙に毛筆で記したものを上部だけ糊づけして挿入してある。

そのうち問題となるのは、前述した初稿第十七條の「日本臣民は萬世一系の皇室を奉戴し、身を修め國を護るの本分を盡す可し」といふ條項が削除改稿されて、その代りに第一條として「凡そ日本國に生々する臣民は男女老少を問はず、帝室を奉戴して其恩德を仰がざるものある可らず。此一事は萬世不易、何人も疑を容れざる所なりとして、今日の男女が今日の社會に處するの道を如何す可きやと云ふに、古來道德の教一にして足らずと雖も、德教は人文の進歩と共に變化するの約束にして、日新文明の社會には自から其社會に適するの教なきを得ず、即ち修身處世の法を新にするの必要ある所以なり」とあることである。たゞこゝでもまだ第一條として條文の中に置かれてゐるのが着目されよう。その他挿入されたものに「修身要領」第一、第十六、第十八、第二十一、第二十三、第二十四等の諸條項がある。これらは第十八條を除き第二稿の文案がほゞ無修整で採擇されてゐる。なほ第二稿で追加され後に削除されたものが一ヶ條ある。それには「宗教の信仰は人の自由意志に存するものなれば、其信不信は從て問ふ所に非ず」とある。かうした幾たびかの推敲を経て脱稿された石河の第二稿は全文三十條から成るもので、「修身要領」の編纂はこれによつてほゞ確立されたと云ふことが出來よう。殘された課題はたゞ表現上の修整に過ぎなかつた。その任に當つたのは慶應義塾の長老小幡篤次郎である。

八

當時小幡は慶應義塾副社頭の地位にあつた。彼は中津の藩士で元治元年鐵砲洲に入塾以來、終始變らず福澤を助けて義塾の發展に其生涯を捧げてきたのである。遺された彼の草稿を見ると上質の巻紙に毛筆で達筆に認められてある。そ

それは二三の改稿を除いて石河の原案を殆んど活かしたものであるが、たゞ一つ大きい變化のあることに氣がつく。それは石河案の内五ヶ條が削除されてゐることである。これに就いては恐らく小幡は石河の草案が全文三十條からなつてゐるのを見て、いまま少しく短くしたいとの希望から全文の構成を二十五條に止めたのではなかつたかと考へられる。つまり削られた五ヶ條は内容が不適當だといふ理由からでなく、二十五條といふ枠を守るための削除ではなかつたかと思はれる。削除された箇條は「修身要領」第二、第二十一、第二十三、第二十四の諸條項と、前述の「宗教の信向は云々」とある條項がそれである。

そこで小幡はこの草稿を再び石河に見せ彼の意見を徴したやうである。これに對し石河は削除された條項の復活を強硬に求めたものと見える。草稿によれば石河の手跡で削除された條項の文言が紙片に毛筆で記され上部だけ糊づけして貼付されてある。その結果四箇條が無修整で再録されることとなり、「宗教の信仰は云々」とある條項だけが削除のまゝとなり、新たに別の一ヶ條が附加されてゐる。それは「修身要領」第十五條の「怨を構へ仇を報ずるは野蠻の陋習にして卑劣の行爲なり。恥辱を雪ぎ名譽を全うするには須らく公明の手段を擇むべし」とある條項である。この間の消息は石河の飽くまで自説を譲らぬ態度に興味を惹かれると共に、削除された條項が内容の不適當に由るものでないことを證據立てゝあると思はれる。蓋し石河にとつて小幡は曾つては師と仰いだ先輩であつた。若し内容が問題ならば、假令へ復活するとしても無修整ではなく、そこに何等かの改稿を余儀なくされたであらうからである。

いまや「修身要領」全三十條の作成はその完成に近づき、最後に福澤の閲覽を求めたのである。彼はそこで第一條の「凡そ日本國に生々する臣民は云々」とある一項を序文として冒頭に掲ぐべきことを提案したやうである。「修身要領」

が全文二十九條といふ半端な數字から成つてゐるのはこのために他ならない。

かくて改稿加筆稿を重ねること數度、漸くにして脱稿を告げたのは明治三十三年二月十一日、即ち紀元節の日であつた。

九

思へば幾度かの起伏を辿つた「修身要領」の編纂過程であつた。起稿の十一月三日から脱稿の二月十一日まで、年を越えて百日の月日は流れてゐた。その間門野から一太郎へ、一太郎から日原へ、日原から石河へ、石河から小幡へと積重ねられた努力は何にも増して尊いものであつた。いま試みにその幾つかの條項の推敲の跡を尋ねてみよう。

(イ)「修身要領」第三條の場合

門野案……「父母ノ遺産アリトテモ袖手シテ衣食ス可ラズ。遺産ノ惠ニ依ルハ父祖ノ勞ヲ窺ムモノニシテ、他人ニ依頼スルモノニ異ナラズ。如何程富メル人ノ子ナリトモ、金ヲ握ミテ生ル、者ナシ。自カラ養フコソ人間ノ道ナレ。」

一太郎案……「獨立自重は我修身處世の綱領なれば、衣食住の營求亦この趣旨と相離る可らず。故に自ら汗して自ら食むは人の常道なり。父母の我に遺す所の財産と雖も、之が上に安衣安食して自ら心身を勞することなきは、綱領を守らざるの人なり。」

日原案……「獨立自尊ハ我修身處世ノ綱領ナレバ、衣食住ノ營求亦コノ趣旨ト離ル可ラズ。自ラ汗シテ自ラ食ムハ人ノ常道ニシテ、自勞自活ハ獨立ノ本源ナリ。父母ノ我ニ遺ス所ノ財産ト雖ドモ、之ガ上ニ安意安食シテ自ラ勞スルコ

トナキハ、獨立自尊ノ大義ヲ守ラザルノ人ナリ。」

石河案……「自から勞して自から食ふは人生獨立の本源なり。獨立自尊の人は自勞自活の人たらざる可らず。」

小幡案……石河案に同じ。

決定案……石河案に同じ。

(ロ)「修身要領」第十條の場合

門野案……「親ノ子ヲ愛シ子ノ親ヲ愛スルハ人ノ天性ナリ。子ノ幼キヤ親ニ非ザレバ育ムモノナク、親ノ老ユルヤ子ニ非ザレバ慰ムルモノナシ。親子相助ケ相報ユルハ獨立ノ終始ナリ。」

一太郎案……「一夫一婦の間に生るゝ子女は其父母の他に父母無し、其子女の他に子女無し。是に於てか純潔の親愛を生ず。父母よりの親愛を慈愛と云ひ、子女よりの親愛を孝と云ふも交互の親愛なるのみ。交互の親愛は當事者彼我の獨立自重に必要なるの條件なるが故に、獨立自重を衛らんが爲めに實行せざるを得ず。」

日原案……「一夫一婦の間ニ生ル、子女ハ其父母ノ他ニ父母無し、其子女ノ他ニ子女無し。是ニ於テカ純潔ノ親愛ヲ生ズ。父母ヨリノ親愛を慈愛ト云ヒ、子女ヨリノ親愛ヲ孝ト云フモ交互ノ親愛ナルノミ。交互ノ親愛ハ彼我ノ獨立自重ニ必要ナル個條ナルガ故ニ、自ラ其身ヲ重ンジテ他ノ獨立ヲ害セザラントセバ交互ノ親愛ナルベカラズ。」

石河案……「一夫一婦の間に生るゝ子女は其父母の外に父母なく、其子女の外に子女なし。親子の親愛は眞純の親愛にして、之を傷けざるは一家幸福の基なり。」

小幡案……石河案に同じ。

決定案……「一夫一婦の間に生るゝ子女は其父母の他に父母なく、其子女の他に子女なし。親子の愛は眞純の親愛にして、之を傷けざるは一家幸福の基なり。」

(ハ)「修身要領」第二十四條の場合

門野案……「萬一狂暴ノ外國アリテ、猥リニ干戈ヲ弄シ、我國ノ獨立ヲ危ウセントセバ、直ニ迎テコレヲ撃ツ可シ。敵ノ大小強弱ハ問フ所ニ非ズ。何トナレバ、若シ初ヨリ力ノ足ラザルヲ恐レ空シク頭ヲ敵ニ屈センカ、全ク獨立ナキニ均シケレバナリ。」

一太郎案……「國は獨立自重の一團體なれば、他國をして之を侵犯侮辱せしむ可らず。之を侵犯侮辱せしめざらんが爲めには、則ち兵役に服すると租税を拂ふとの義務あり。」

日原案……「國ハ即チ獨立自尊ノ男女ノ聚合セル團體ナレバ、亦同ジク獨立自尊ナラザル可ラズ。若シ狂暴ナル他國アリテ、我國ノ獨立自尊ヲ侵犯侮辱スルコトアレバ、我國男女ハ各其分ニ應ジテ心力ヲ盡シ、其全體ヲ殺スモ之ト争フテ我國ノ獨立自尊ヲ衛ラザルベカラズ。是ニ於テカ、兵役ニ服シ租税ヲ拂ヒ、以テ我國ノ獨立自尊ヲ維持擴張スルノ義務アリ。」

石河案……「日本國民は男女を問はず國の獨立自尊を維持するが爲めに、事宜に由りては其生命財産を賭して敵國と戦ふの義務あるを忘る可らず。」

小幡案……「日本國民は男女を問はず國の獨立自尊を維持するが爲め、事宜に由りては生命財産を賭して敵國と戦ふの義務あるを忘る可らず。」

決定案……「日本國民は男女を問はず國の獨立自尊を維持するが爲めには、生命財産を賭して敵國と戦ふの義務あるを忘る可らず。」

以上は二三の例に過ぎないが以つて全般を察すべきであらう。

ともあれこの編纂の過程を眺めて、私は「修身要領」のなかに二つの成果を見出すものである。即ち一つは福澤門下の人々の見事な共同研究の結實としてであり、一つは福澤平素の言行の自らなる表現としてである。それらが或は經となり或は緯となつて織りなされた努力が「修身要領」を價值づける要素でもあらう。

十

この「修身要領」が世に發表されたのは、明治三十三年二月二十四日の三田演說會の席上に於てであつた。翌二月二十五日附時事新報にはその全文が掲載せられ、更にその後「慶應義塾學報」第二十五號（同年三月發行）にもそれが収録されてゐる。ところが附言すべきは、この兩者を對照するとき若干の推敲のあとが覗はれることである。なかでもその「前文」には注目すべき變化がある。即ち、時事新報では「凡そ日本國に生々する臣民は、男女老少を問はず、帝室を奉戴して其恩徳を仰がざるものある可らず。此一事は萬世不易、何人も疑を容れざる所なり。而して今日の男女が今日の社會に處する道を如何す可きやと云ふに、古來道德の教一にして足らずと雖も、徳教は人文の進歩と共に變化するの約束にして、日進文明の社會には自から其社會に適するの教なきを得ず。即ち修身處世の法を新にするの必要ある所以なり」とあるに對し、「慶應義塾學報」では「凡そ日本國に生々する臣民は、男女老少を問はず、萬世一系の帝室を奉

戴して其恩徳を仰がざるものある可らず。此一事は滿天下、何人も疑を容れざる所なり。而して今日の男女が今日の社會に處する道を如何す可きやと云ふに、古來道德の教一にして足らずと雖も、徳教は人文の進歩と共に變化するの約束にして、日新文明の社會には自から其社會に適するの教なきを得ず。即ち修身處世の法を新にするの必要ある所以なり」とあり、そこには「帝室」の上に「萬世一系の」といふ形容詞が附加され、「滿天下」となり、「日進文明」が「日新文明」と推敲されてゐる。これが誰れの示教によるものか明らかでないが、いま福澤宗家寄贈の資料のなかには福澤自筆の「修身要領」全文の揮毫が遺されてゐるが、それは後者によつてゐる。この時福澤は大患後まだ十分に恢復の域に達してゐなかつたので、側近の者に全文を下を書きさせ、その上に紙を置いて書き、文字の脱漏を防いだもののやうである。蓋しこの福澤自筆の「修身要領」を以てその決定稿と目すべきであらう。その揮毫は、字々端正、洵に見事な出來榮であるが、その末尾に記された「明治三十三年六月病後初筆福澤諭吉」とある文字が私には印象深い。

附記 本稿執筆に當り、富田正文、昆野和七の兩先輩より多大の御指導御鞭撻を得たことを、平素の學恩と共に深く謝意を表したい。

鐵砲洲武家屋敷立退令

松平相摸守

本誌一七頁に記した寫本慶應三年條に左の如き立退令がある。

九月廿六日

細川若狹守

鐵砲洲船松町屋敷御用ニ付可被差上候家作ハ引取可被申爲代
地本所石原阿部主計頭中屋敷家作共被下候爲御手當金三千兩
被下候

鐵砲洲十軒川屋敷御用ニ付可被差上候家作ハ引取可被申爲
代地新ラシ橋元御厩家作共被下候爲御手當金千兩被下候
右の立退令の目的はおそらく鐵砲洲が外人居留地になるため
とおもはれる。慶應義塾の新錢座への移轉理由の一つとなつ
た奥平中屋敷の立退令も、この頃に發せられたのではないか
と思ふ。
(河北展生)